

砂 川 市 訓 令 第 3 3 号

令和 7年 4月 1日

砂川市特定子ども・子育て支援施設等指導監査実施要綱の一部を改正する訓令を次のように定める。

砂川市長 飯 澤 明 彦

( 別 紙 )

## 砂川市特定子ども・子育て支援施設等指導監査実施要綱の一部を改正する訓令

砂川市特定子ども・子育て支援施設等指導監査実施要綱（令和５年訓令第28号）の一部を次のように改正する。

第11条中「除く。）。」の次に「なお、当該**予定者**の所在が判明しない場合においては、同法第15条第３項の規定を踏まえ、適切に対応を行うものとする。」を加える。

### 附 則

この訓令は、令和７年４月１日から施行する。